

伐採及び伐採後の造林届出に関わる手引き

担当課係名：館山市経済観光部農水産課耕地係
電 話：0470（22）3397

- 1 この届出書は『伐採及び伐採後の造林届出書』です。
- 2 伐採及び伐採後の造林届とは
地域森林計画の対象となっている私有林（保安林等は除きます）の立木を伐採する場合、森林の所有者等は伐採及び伐採後の造林届出書を市に提出することとなっています。なお、地域森林計画の対象となっている私有林かどうかは、市役所農水産課で確認できます。
- 3 届出をする人
 - （1）森林所有者が自ら伐採する場合は、森林所有者が届出をします。
 - （2）森林所有者から立木を買い受けた人が伐採を行う場合は、その立木の買い受けた人が届出をします。
 - （3）森林所有者又は立木買受人が他の人に立木の伐採を請け負わせる場合は、森林所有者又は立木買受人が届出をします。
 - （4）伐採する人が伐採後の造林に係る権原を有しない場合は、伐採する人と当該権原を有する人が連名で届出をします。
- 4 届出の対象となる伐採行為
届出の対象となるのは、スギ、ヒノキ、マツその他の針葉樹及びブナ、クヌギその他の広葉樹を伐採する場合で、竹を伐採する場合は届出の必要ありません。
- 5 届出の時期
届出は伐採を開始する日の前90日から30日までの間に提出します。
なお、火災や風水害等非常災害のため緊急に伐採する場合は伐採後に届出をしていただくこととなります。
- 4 届出に必要なもの
届出書以外に次の書類を添付してください。
 - （1）位置図（縮尺は1/25000以上、伐採個所を朱書き等で明示して下さい。）
 - （2）伐採跡地の用途が森林以外の場合は更に次の書類が必要となります。
 - ① 求積図（縮尺は1/3000以上、面積は実測で必要に応じて地番毎に算出します。）
 - ② 公図の写し（縮尺は1/600又は1/500、伐採する森林の区域及びその区域に隣接する筆を含み、伐採する森林の区域の外周を朱線で表します。）
 - （3）伐採の期間が1年を超えるときは伐採に関する年次別計画を添付します。
- 5 その他
申請窓口
本館3階 農水産課耕地係